

美咲町地域包括支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定により、美咲町（以下「町」という。）から社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）へ業務委託を受け設置した美咲町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- （1） 町が提示したセンター基本方針・運営方針に基づき、業務を行うものとする。
- （2） センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるように利用者の立場にたって支援を行う。
- （3） 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- （4） 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 美咲町地域包括支援センター

所在地 美咲町原田3100番地1

(職員の職種及び員数)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) センター長 1名(常勤)
- (2) 主任介護支援専門員 1名(常勤)
- (3) 社会福祉士 1名以上(常勤)
- (4) 保健師 1名以上(常勤)
- (5) 介護支援専門員等 2名以上(常勤)
- (6) その他、協議会長が特に必要と認める者を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに1月2日から1月3日並びに12月29日から12月31日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(地域包括支援センター運営協議会への出席)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会へセンター職員が出席し、町と連携を図るとともに、その運営状況の意見や説明を行うものとする。

(1) センターの公正・中立性の確保に関すること

(2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通の基盤整備)

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。

また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(事業の委託)

第8条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント計画書の作成・変更、経過観察等の業務を居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防マネジメントを行うに当たっては、利用者と介護予防支援・第1号介護予防支援利用契約書を締結しなければならないものとする。

(指定介護予防支援事業の提供方法及び内容)

第10条 センターは指定介護予防事業等に事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令）第29条から第31条に従って実施するものとする。

(利用金額など)

第11条 センターは指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

通常の事業実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合でも、サービス提供に際し要した交通費の負担をいただかないものとする。

介護予防支援に要する料金

項目	単位	1単位	金額
介護予防支援費（1ヶ月あたり）	442単位	10円	4,420円
※1 初回加算	300単位	10円	3,000円
※2 委託連携加算	300単位	10円	3,000円

介護職員等処遇改善加算

算定要件（いずれか）		
①	ケアプランデーター連携システムを利用している又は 事績報告書の提出までに利用する見込みがあること	1ヵ月の総利 用単位数の 2. 1%
②	処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件（キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）を満たしていること	

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、美咲町内とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待を防止するために従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- （2）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法検討
- （3）その他虐待防止のために必要な措置
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村

に通報するものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(研修に関すること)

第16条 センターは、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後1年以内
- (2) 虐待防止・身体拘束防止に関する研修 年2回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回

- (6) 感染症に関する研修 年 2回
- (7) 業務継続計画に関する研修 年 1回
- (8) その他資質向上に関する研修を随時開催する。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人美咲町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(秘密の保持)

第18条 業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り、第8条により委託した居宅支援事業者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第19条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

この訓令は、令和8年6月1日から執行する。